

常葉大学及び常葉大学短期大学部における公的研究費に係る物品購入等契約に関する取引停止等取扱要領

(令和3年9月27日制定)

(目的)

第1条 この要領は、常葉大学及び常葉大学短期大学部（以下「本学」という。）における公的研究費に係る物品の購入、製造、役務その他の契約（以下「物品購入等契約」という。）に関し、取引停止その他の措置を講ずる必要が生じた場合の取扱いについて定める。

(定義)

第2条 この要領において「取引停止」とは、物品購入等契約における業者選定の停止をいう。

(取引停止の措置)

第3条 最高管理責任者は、業者が物品購入等契約にかかる取引において別表「取引停止の措置要件」に掲げるいずれかの区分に該当する不正行為に関与したと認められた場合、速やかに理事長に報告し、程度及び情状に応じて期間を定め、当該業者との取引停止を行うものとする。

- 2 最高管理責任者は前項の措置を講じた場合、事実関係の概要、措置の内容及びその理由、その他必要事項を当該業者に速やかに書面により通知するものとする。
- 3 取引停止の期間は、1か月以上2年以下とする。

(取引停止期間の特例)

第4条 業者が取引停止の期間中または当該期間の終了後3年を経過するまでの間に、別表「取引停止の措置要件」に掲げるいずれかの不正行為に関与したと認められた場合における取引停止の期間は3か月以上3年以下とする。

- 2 前項のうち、取引停止の期間中に業者が不正行為に関与したと認められた場合の取引停止の始期は、当初の取引停止期間終了日の翌日とする。
- 3 最高管理責任者は、取引停止を受けた業者が、当該事案について責めを負わないことが明らかになった場合は、当該業者に対する取引停止を解除するものとする。

(取引停止措置等の通知)

第5条 最高管理責任者は、第4条による取引停止及び取引停止の解除の措置を講じたときは、直ちに当該業者に対し、書面により通知するものとする。ただし、最高管理責任者が必要でないと認めるときは、通知を省略することができる。

(取引停止の期間中の下請等)

第6条 最高管理責任者は、取引停止期間中の業者が本学の契約にかかる全部または一部を下請することを認めないものとする。ただし、当該業者が取引停止の期間の開始前に下請している場合は、この限りではない。

(警告又は注意の喚起)

第7条 最高管理責任者は、取引停止を行った場合を除き、必要と認める業者に対し、警告あるいは注意の喚起を行うことができる。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、取引停止に関し必要な事項は、最高管理責任者が別に定める。

(改廃)

第9条 この要領の改廃については、部長会及び科長会の議を経て学長が行う。

附 則
(施行期日)

- 1 この要領は、令和3年9月27日から施行する。
(要領の廃止)
- 2 この要領の制定により、物品購入等契約に関する取引停止等の取扱要項（平成19年4月1日施行）は廃止する。

別表「取引停止の措置要件」

区分	措置要件
虚偽記載	発注の物品等契約において、提出資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められたとき。
賄賂	役員、教職員、他機関の職員等に対して行った賄賂が発覚したとき。
独占禁止法違反行為	発注の物品購入等契約において、私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54条）第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不適当であると認められたとき。
過失による粗雑な契約履行	発注の契約の履行に当たり、過失により履行を粗雑にしたと認められるとき。（瑕疵が軽微であると認められるときを除く。）
不正又は不誠実な行為	発注した物品等に対し、不正又は不誠実な行為をし、相手方として不適当であると認められたとき。
契約違反	発注の契約の履行に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められたとき。
その他	上記に掲げる場合のほか、特別の事由により本学発注の物品等契約相手方として不適当であると認められたとき。 上記に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適当であると認められるとき。